

仮想通貨交換業者に関する内閣府令 第 16 条および第 17 条に基づく契約締結前交付書面

仮想通貨取引に係るご注意

仮想通貨は、特定の国の中央銀行や地方自治体といった公的機関によって管理され、法律で定められている本邦通貨または外国通貨とは異なります。特定の通貨との交換可能性や資産価値を特定の法人または団体等によって保証されているものではありません。また、強制通用力を持つものではありません。

当社の仮想通貨取引のサービス (VCTRADE) の提供にかかわる情報

1) 当社の概要

- **商号：** SBIバーチャル・カレンシーズ株式会社
- **所在地：** 〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-1 六本木ティーキューブ
- **事業：** 仮想通貨交換業
- **仮想通貨交換業登録番号：** 関東財務局長 第 00005 号

2) 当社サービスに関する重要事項

- **取引の内容：** 仮想通貨の現物取引（取引の詳細につきましては、本書面第 3 章をご参照ください。）
- **取扱仮想通貨：** ビットコイン、XRP（リップル）、ビットコインキャッシュ（仮想通貨の詳細につきましては、本書面第 4 章をご参照ください。）
- **価値変動リスク：** 当社サービスで取り扱う仮想通貨は、価値が保証されていません。そのため、お客様が購入した価格よりも値下がりして、お客様に損失が生じるおそれがございます。
（詳細は本書面第 1 章をご参照ください。）
- **その他のリスク：** 仮想通貨のお取引を通して、下記のような事態が生じた場合、お客様に損失が生じるおそれがございます。
 - A:技術的リスク（通信不能、機器故障等）
 - B:当社リスク（当社の信用低下等）
 - C:市場リスク（相場の急変等）
 - D:天災、人災などのリスク（地震、戦争、テロ等）
 - E:仮想通貨に内在する問題に関わるリスク

また、仮想通貨取引は、クーリング・オフの対象ではありません。あらかじめご承知おきください。

（詳細は本書面第 1 章および第 4 章をご参照ください。）

- **資産の分別管理：** 当社にお預け入れいただいたお客様の資金および仮想通貨については、当社の資産とは

分別して管理いたします。

日本円の管理： 当社にお預け入れいただいたお客様の預り金は、当社の資産とは明確に分別管理していません。住信 SBI ネット銀行のお客様預り金専用口座にて管理されます。

仮想通貨の管理： お客様よりお預かりする仮想通貨は、当社が保有する仮想通貨とは明確に分別して管理いたします。

- **手数料：** 現物取引における仮想通貨の購入・売却の取引手数料はございません。当社は、手数料を実質的に含めた額で仮想通貨の売買価格（レート）をお客様に提示しております。また、口座管理費、年会費、入金手数料はかかりません。ただし、出金に対しては出金手数料（日本円建）がかかります。（詳細につきましては、本書面第 2 章および第 3 章をご参照ください。）
- **苦情または相談：** 下記当社カスタマーセンターにお寄せください。
SBI バーチャル・カレンシーズ株式会社 カスタマーセンター
東京都港区六本木 3-1-1 六本木ティーキューブ
03-6779-5110（営業時間：平日午前 9 時～午後 5 時）

紛争解決支援機関：

当社との紛争について、裁判によらない話し合いでの紛争解決を希望され、かつ金融分野に精通したあつせん人が中立・公正な立場で間に入ることを希望される場合は、下記弁護士会の仲裁（紛争解決）センターにお問い合わせください。

東京弁護士会 紛争解決センター TEL：03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター TEL：03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター TEL：03-3581-2249

- **契約期間：** 当社サービスの契約期間は、第 2 章に記載する新規口座開設が完了した日から当該お客様の口座が解約された日までとします。
- **解約：** 当社カスタマーセンターまでご連絡ください。解約した場合、解約の取り消しはできかねます。そのため解約時にお客様の資産を当社が預かっているものがございましたら出金の手続きをお願い致します。その際に所定の出金手数料がかかります。（詳細につきましては、本書面第 2 章をご参照ください。）
- **入金通知：** 当社に入金された場合、入金結果（金額、受領年月日、当社商号・登録番号）を当社サービスの Web お取引画面でご確認いただけます。
- **定期通知：** 月に一度、取引記録ならびに取引残高の当社サービスの Web お取引画面でのご確認をお願いする電子メールを当社より差し上げます。法律に基づくものであるため、当該メールの送信を停止することはできかねます。

目次

第1章	リスク等重要事項	5
1-1	仮想通貨のリスク	5
1-2	価格変動のリスク	5
1-3	取引所の安全性および信用のリスク	5
1-4	ご利用の機材、通信のリスク	6
1-5	そのほかのリスク	6
1-6	口座開設時の審査、仮想通貨移転防止、口座凍結等	6
第2章	口座開設・入出金・お客様資産の分別管理・問合せ・解約（VCTRADE 共通）	8
2-1	口座開設	9
2-2	入出金と手数料	10
2-3	分別管理	11
2-4	問合せ	11
2-5	解約	12
2-6	課税上の取扱い	13
2-7	サービス停止等	13
第3章	サービス（VCTRADE 現物取引）	13
3-1	取引の方法	13
3-2	手数料など諸費用	15

3-3	注文	15
第4章	仮想通貨	18
4-1	ビットコイン	18
4-2	XRP	19
4-3	ビットコインキャッシュ	21
第5章	禁止行為	22

第1章 リスク等重要事項

1-1 仮想通貨のリスク

仮想通貨とは、インターネット上の不特定の技術的なコミュニティで、通貨のように価値を移転させる手段として利用可能であるように設計された、電子的な方法で記録される財産的価値のことです。これは、暗号理論で偽造を防止するとともに、コミュニティの多数が承認して相互に記録することで取引記録の正当性を確認できるようにしたもので、特定の国や公的機関がその価値を保証するものではありません。そのため、価値が大幅に減って損失を生じさせるリスクがあります。個別の仮想通貨のリスクについては、第4章をご参照ください。

1-2 価格変動のリスク

価格変動のリスクは2つあり、ひとつは仮想通貨の価格が大きく変動することにより、損失を生じさせるリスクを言います。たとえば、10万円で仮想通貨1単位を購入したあと、相場が急落して仮想通貨1単位を売っても1,000円にしかならないといったリスクがあります。仮想通貨は値幅制限等の価格管理がされていけませんので急激に価格が変動する可能性があります。

また、価格が急激に変動するため希望する価格で取引できない可能性もございます。仮想通貨1単位が10万円で買えるときに発注しても、発注直後に1単位11万円で価格があがった場合は、希望価格で買えないといったリスクがあります。

1-3 取引所の安全性および信用のリスク

仮想通貨の取引所の安全性のリスクは2つあり、ひとつは、取引所の役職員の内部不正や、取引所のシステムの不具合、悪意ある第三者による取引所への攻撃等によって、お客様からお預かりしている法定通貨資産・仮想通貨資産を失うリスクを言います。そのようなリスクが無くなるように万全の態勢を当社は整え、たゆまぬ努力を継続し、さらには保険等によってリスクの軽減をいたします。

もうひとつの取引所の安全性のリスクとして、取引所のシステム障害により、取引時には発生していなかった利益や損失が、障害復旧によるデータの訂正の結果として生じるリスクがあります。この場合は、当社からお客様に対して速やかにご連絡いたします。(連絡方法は、状況に応じて異なります。)

取引所の信用のリスクとは、当社の財務状況の悪化や、当局の業務停止命令等によって、取引所を利用した取引を実施できなくなるリスクを言います。当社が破綻した場合には法律によって定められたお客様の資産と当社の資産の分別管理が停止され、お客様の預入資産は当社資産扱いとなり、お客様は破産債権者として破産手続きにご参加いただけますが、お客様の預入資産が大幅に減少または無くなるリスクがあります。当社としては、そのようなリスクが無くなるよう、経営に尽力いたします。

1-4 ご利用の機材、通信のリスク

お客様がご利用になっている機材の故障、通信の不全等によって、意図した取引を実施していただけないリスクがあります。この場合は、当社では責任を負いかねますので、ご了承ください。

また、お客様がご利用になっている機材が悪意ある第三者から攻撃を受け、お客様のIDやパスワードが流出する等して、お客様の資産が不正に略取されるリスクがあります。この場合も、当社では責任を負いかねますので、下記注意事項を良くお読みになり、被害にあわないようご注意ください。

パスワードの管理：当社サービスをご利用いただく際に必要なパスワードはなるべく長く複雑なものにするとともに、初期設定から必ず変更し、他者に知られることの無いよう、お客様ご自身の責任において厳重な管理をお願いいたします。パスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等することは絶対におやめください。また、パスワード等認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害については、当社は一切の責任を負いかねます。万一、パスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には直ちにその旨を当社にお知らせください。この場合、当社から指示があった場合には従っていただくようお願い申し上げます。

通信の保護：当社サービスに利用する通信経路は、HTTPSによって保護されています。利用する暗号アルゴリズム等は適宜、安全度の十分高いものだけを使うように限定するため、古いOSをご利用になるなど、古く危険な暗号アルゴリズムしか使えない環境からは、当社サービスをご利用いただけません。常に最新のセキュアな環境からご利用いただきますよう、お願いいたします。

1-5 そのほかのリスク

そのほか、下記のようなリスクが想定されます。

天災、戦争、テロ等による取引困難：

地震や洪水といった天変地異、戦争、テロ、政変・法律の改正、規制強化、仮想通貨事情の急変など、特殊な状況下で特定の仮想通貨の取引が困難又は不可能となる可能性がございます。

クーリング・オフの対象ではないリスク：

仮想通貨取引においてはクーリング・オフの適用はありません。お客様が間違えて注文された場合であっても、注文が約定したあとに注文を取り消したり、注文を解消して返金する、さらには注文内容を変更するといったことはできかねます。取引を開始される前に、十分にご考慮ください。

1-6 口座開設時の審査、仮想通貨移転防止、口座凍結等

当社では日本の法律を遵守するために下記の措置をとりますので、あらかじめご理解ください。

口座の開設には所定の審査があります。所定の基準に照らして、お客様のご希望にそえない場合がございます。また、基準の内容や個別の判断理由については一切開示しておりません。【*以下に該当する場合は除きます。】また、口座の開設に年齢制限を設けております（満20歳以上）。

*当社は、以下に該当する者の口座開設の申込みはできません。

また、これらの者に該当することが口座開設後に判明した場合は、すみやかに取引の停止並びに口座の解消を実施させていただきます。

a)外国 PEPs（Politically Exposed Persons）に該当するお客様

外国 PEPs とは、次に掲げるいずれかの者をいいます。

1. 外国の元首及び過去に外国元首であった者
2. 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
 - 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
 - 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
 - 中央銀行の役員
 - 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
3. 1及び2の家族（配偶者（含事実婚）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子。）
4. 1～3が実質的支配者である法人

b)反社会的勢力に相当する者

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づき、厳格な取引時確認（お客様の氏名、住所、生年月日、取引の目的、職業の口座開設時とは別の本人確認書類等による確認、並びに一定金額以上の財産の移転を行うに際しての資産及び収入の確認）及び一定金額以上の仮想通貨の取引又は移転に際し、当該取引又は移転の都度、取引時確認を行う場合があります。また、当社は犯収法で定める場合以外にも、お客様の仮想通貨の取引状況や態様が当社の定める基準に合致した場合は、お客様の取引時確認、並びに取引状況の確認、必要書類の徴求等の当社の求める確認をする場合があります。

SBIバーチャル・カレンシーズの仮想通貨取引のサービス VCTRADE（以下、単に VCTRADE と表記します。）では仮想通貨の VCTRADE 以外のウォレットへの送付および VCTRADE 以外のウォレットからの受入れ又は異なる仮想通貨間の交換は受付しておりません。お客様にはご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

当社は、当社の定める基準に抵触された場合には、お客様の同意無く、取引停止、口座凍結の措置をとらせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、又は制限を加えさせていただきます。

- a) 端末機器、接続回線、又はプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文。
- b) 短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムに著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。
- c) 自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムもしくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文。
- d) その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文。

当社からお客様への通知は、原則としてインターネットを利用し、当社の取引画面、電子メール、公式サイトにて行います。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面又は電話等の方法によって通知する場合がございます。

取引約款、本書面等、仮想通貨取引の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、先述の方法にてお客様に通知を行います。

第2章 口座開設・入出金・お客様資産の分別管理・問合せ・解約（VCTRADE 共通）

VCTRADE をご利用いただく際の、現物取引共通の仕組みや決まりを以下にご案内します。

◆VCTRADE の利用

- a) お客様は、契約期間内に限り、当社の定める目的の範囲内かつ当社の定め違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、VCTRADE を利用することができます。
- b) VCTRADE の利用に必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、お客様の負担と責任において行うものとします。
- c) お客様は自己の VCTRADE の利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策をお客様自らの費用と責任において講じるものとします。

◆仮想通貨の売買に関する利用条件

- a) VCTRADE は当社とお客様の相対取引となります。
- b) お客様は、当社が定める方法に従って仮想通貨の購入の注文及び売却の注文を提示することができます。
- c) お客様の提示する金額条件が当社の提示する価格と合致した場合、仮想通貨の売買に関する契約が成立したものとみなします。また、お客様の提示する金額条件が当社の提示する価格と合致しなかった場合

は、当該注文を指値注文として約定するまで有効としておくことはできません。即時に約定しなかった当該指値注文はキャンセルされます。このため、お客様は、当該契約が成立した時点で当該条件に拘束され、以降は注文の変更、キャンセルができないことをあらかじめ承諾するものとします。

2-1 口座開設

◆口座開設の流れ

VCTRADE をご利用いただくには、VCTRADE にて新規口座開設登録を申し込みいただき、口座を開設した後に預り金を入金いただく必要があります。ご利用開始の流れは、おおまかに下記のとおりです。

- a) 当社の Web サイトにてメールアドレスをご登録ください。
- b) 当社の Web サイトから、電子的に交付される本書面および約款を事前に必ずお読みください。
- c) 本書面および約款を理解いただいたうえで、当社 Web サイトから口座開設をお申込みください。その際に本人確認書類の提出が必要となります。WEB でデータをアップロードいただく、もしくは当社宛に郵送で送付、提出頂きます。
- d) お申込みいただいた情報をもとに当社にて所定の審査をさせていただきます。
- e) 当社基準を満たすお客様に限り、専用の取引口座を開設し利用いただくための取引パスワードをご案内する書面を簡易書留郵便（またはそれに相当する手段）でお送りいたします。
- f) 提携する金融機関よりオンライン入金にて VCTRADE の口座にご入金ください。
- g) 当社でご入金を確認できましたら、当社 Web サイトにログインしてお取引いただけます。

◆口座開設審査と基準

口座の審査にあたっては、必要に応じて電話による聴き取り、追加の資料提出の依頼をさせていただく場合がございます。また審査の詳細や基準、個別の審査結果や判断理由といった情報は、一切開示しておりません。ご了承ください。

a) 債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する仮想通貨取引にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできかねます。

b) 口座の貸借並びこれに類する行為

お客様の名義をもって、第三者に仮想通貨取引口座の開設又は取引をさせること、並びに第三者の資金の資金でお客様が仮想通貨の取引を行うことはできません。万が一、そういった事実が認められた、もしくはこれに類する「なりすまし行為」があった場合は、お客様に犯収法に基づき厳格な取引時確認を実施させていただきます。

◆名義と本人確認

- a) お客様は、VCTRADE の利用に際しては、本人確認書類に記載の住所、及び氏名を使用していただく必要がございます。お客様の本人特定事項等（お客様の氏名、住所、生年月日、職業、取引の目的）に変更があった場合には、速やかに当社に変更の手続きを行ってください。当社は、犯収法及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でパスワード通知書面を送付いたします。
- b) お客様は、預託金残高を出金するための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出る必要がございます。お届けいただく銀行口座等は口座開設者本人の名義に限られ、当社は出金が本人名義口座宛であることを確認した上で、出金手続きを行います。
- c) 住所及び氏名を含む各種お届け出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所などの変更があった場合には、当社は犯収法及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

◆口座の種別

口座を開設されたお客様には、取引用の預り金口座が用意されます。

2-2 入出金と手数料

◆銀行口座登録と口座管理料

VCTRADE の口座開設手数料、口座管理料は無料です。

お客様は VCTRADE に口座を開設して入金することで取引いただけるようになります。出金するには、VCTRADE の口座開設者と同じ名義人名の銀行口座を VCTRADE に登録していただくことが必要です。

◆入金方法と入金手数料、組戻し手数料

お取引にあたっての日本円のご入金には住信 SBI ネット銀行の即時決済サービスをご用意しています。ご入金の際は住信 SBI ネット銀行にご本人様名義でお振込いただく必要がございますので、ご本人様名義の口座をご用意ください。振込手数料は当社負担です。

※入金額が合計で 1,000 万円を超える場合には、当社所定の審査がございますので、入金完了まで 1 週間程度時間をいただく場合がございます。

※高額の入出金を行う場合は、あらかじめ当社カスタマーセンターにご連絡いただいたうえで、入金していただくことを推奨いたします。

※ご本人名義以外の口座からの入金処理をされた場合、VCTRADE 口座に入金できませんので、別途、送金組戻の処理をご依頼させていただきます。

◆出金方法と出金手数料、組戻し手数料

お客様は出金可能金額の範囲内で登録された銀行口座へ出金できます。1 銀行営業日の出金上限金額は 1 億円（手数料込）となります。出金の依頼は、休日を含む 24 時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます)、取引画面にて指定する方法によって行っていただきます。なお、出金可能金額は当社 WEB サイト上の出金手続き画面からご確認ください。

出金のお手続きから当社での出金処理までは 1 銀行営業日かかります。ただし、メンテナンス等により、変則的に 1 銀行営業日以降になる場合があります。その場合は都度あらかじめご案内いたします。

出金には、出金額のほかに出金手数料がかかります。出金手数料は、以下のとおりです。

出金手数料：

出金先金融機関	出金額 3 万円未満	出金額 3 万円以上
住信 SBI ネット銀行	51 円	
住信 SBI ネット銀行以外の金融機関	165 円	258 円

出金先口座の名義相違等によりご指定の口座に着金ができなかった場合は、出金手数料を差し引いた額をお客様の預り金に戻します。出金手数料は、上記のとおりです。なお出金先口座の名義相違等は、出金先銀行からの通知により判明しますので、出金後、数日かかることがあります。当社から組戻しを依頼する必要がある場合、住信 SBI ネット銀行でかかる組戻し手数料は以下のとおりです。

組戻し手数料	864 円
--------	-------

2-3 分別管理

◆日本円資産の分別管理

お客様からの預り金は、住信 SBI ネット銀行のお客様預り金専用口座にて、当社の資産とは明確に分別管理しています。

◆仮想通貨資産の分別管理

お客様よりお預かりする仮想通貨は、当社が保有する仮想通貨とは明確に分別して管理いたします。

2-4 問合せ

◆当社問合せ受付窓口

当社問合せ受付窓口は下記のとおりです。

SBI バーチャル・カレンシーズ カスタマーセンター
東京都港区六本木 3-1-1 六本木ティーキューブ
03-6779-5110、平日午前 9 時～午後 5 時受付

◆指定紛争解決機関

当社との紛争について、裁判によらない話し合いでの紛争解決を希望され、かつ、金融分野に精通したあつせん人が中立・公正な立場で間に入ることを希望される場合は、下記、弁護士会の仲裁（紛争解決）センターにお問い合わせください。

東京弁護士会 紛争解決センター TEL：03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター TEL：03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター TEL：03-3581-2249

◆推奨動作環境

推奨動作環境は当社ホームページにて、最新情報をご確認ください。

◆ダウンロード等について

お客様は、VCTRADE の利用にあたり、当社ウェブサイトから入手したアプリケーション等をご利用になる場合には、バックアップをとる等してお客様が保有する情報の消滅や改変、機器の故障、損傷等により被害が生じないよう十分ご注意ください。当社はお客様に発生したかかる損害について一切責任を負いかねます。

◆取引記録等の閲覧

当社は、取引の都度、取引状況が記載された取引明細を作成し、お客様に電子的に閲覧可能にいたします。定期的に内容をご確認いただき、記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社カスタマーセンターまでお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。お取引に係る記録については、翌営業日までに当社 WEB サイト内の取引明細で閲覧可能にします。

当社約款及び本書面は、システムメンテナンス時間等を除き、当社 WEB サイト上において閲覧できます。

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。仮想通貨取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

2-5 解約

◆解約の申請方法

仮想通貨取引の口座を解約する場合は、カスタマーセンターにお申し出ください。解約する場合には、お客様ご自身で、当社口座にある仮想通貨の売却および金銭のお引出を済ませていただきますよう、お願いいたします。

◆解約に伴う費用

解約のお手続きの時点で、VCTRADE の口座にある金銭および仮想通貨について、仮想通貨が取引の最小単位に満たない場合、ならびに、仮想通貨を売却しても金銭が出金手数料に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申し受けます。

2-6 課税上の取扱い

課税に関しては、お客様の住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。
通常、仮想通貨取引で得られた利益については、所得税が課税されます。

2-7 サービス停止等

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、VCTRADE、その他関連サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

- a) VCTRADE、その他関連サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- b) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- c) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により VCTRADE、その他関連サービスの運営ができなくなった場合
- d) ハッキング・その他の方法による当社資産盗難の場合
- e) VCTRADE、その他関連サービス提供に必要なシステムの異常の場合
- f) アカウントの不正利用等の調査を行う場合
- g) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

当社は、当社の都合により、VCTRADE、その他関連サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。

当社は、仮想通貨の在庫状況等により、お客様に事前に通知なく VCTRADE、その他関連サービスの提供を停止することができます。

当社は、当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第3章 サービス (VCTRADE 現物取引)

3-1 取引の方法

◆取引形態◆取引時間◆メンテナンス時間◆注文受付時間◆受渡 (タイミング、方法、期限)

当社が取り扱うVCTRADEでの仮想通貨取引の取引内容は次のとおりです。

取引形態	<p>当社とお客様の相対取引</p> <p>当社はお客様に対し売付価格又は買付価格の提示を行います。</p> <p>※なお、当社はおお客様との相対取引に際し、原則として常にポジションリスクを軽減させるためのカバー取引を当社と契約するマーケットメイカーとの間で実行いたします。このため、当社がマーケットメイカーとの取引を一旦停止する又はマーケットメイカーが気配の提示を行わない場合等は、対象とする仮想通貨の取引を一旦停止させる等の措置を取ることがあります。</p>
営業日	休業日は基本的にございませ
取引時間 (日本時間)	<p>午前7時～翌午前6時 (23時間)</p> <p>※臨時システムメンテナンスを要する時間帯、又はメンテナンス時間終了直後の時間帯にあつては、マーケットの状況やシステムメンテナンスの稼働等によって、お客様の意図した取引ができない場合があります。</p>
メンテナンス 時間	<p>毎日午前6時～午前7時</p> <p>※臨時メンテナンスを実施する場合があります。</p>
注文受付時間	<p>原則として、売買注文の受付につきましては取引時間内に受け付けます。 (システムメンテナンス時を除く。)</p>
取引日	<p>定期メンテナンス終了時刻から翌日定期メンテナンス開始時刻に至るまで (日本時間午前7:00～翌午前6:00) をひとつの「取引日」とし、定期メンテナンス終了時刻から翌日0:00 (日本時間) に至るまでに約定した取引の取引日は当日日付、0:00から定期メンテナンス開始時刻に至るまでに約定した取引の取引日は前日日付とします。</p>
約定日	取引が約定した時刻が属する日本時間での暦日を「約定日」とします。
受渡日	取引日の1銀行営業日後。(日本の銀行営業日に準じます)
取引手数料	無料
日計り取引	受渡日を待たずに買い付けた仮想通貨を売却することができます。
買付余力・売却可能数量	<p>仮想通貨を買い付ける場合には、預り金の範囲 (当日売却の場合は当該売却金額が含まれます) で買い付けができます。仮想通貨の売却する場合には、VCTRADEの預り仮想通貨残高の範囲 (当日買い付け分を含む) で売却できます。</p>
取扱通貨ペア	<p>日本円 (以下、円といいます。) での下記通貨の購入・売却を取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビットコイン (以下、BTCといいます。) ・XRP (Rippleの仮想通貨名です。) ・ビットコインキャッシュ (以下、BCHといいます。)

(以下、各名称はそのまま通貨単位としても用います。)

※取引単位、注文最少数量、呼値、1注文あたりの上限数量等は、それぞれの通貨価値の変動によって定期的に見直されるため、当社 Web サイトで明示します。

◆注文制限

当社の定めに従って、一部のお客様につきまして取引の制限をする場合がございます。

3-2 手数料など諸費用

◆取引手数料

現物取引の手数料はございません。

当社は、手数料を実質的に含めた額で仮想通貨の売買価格（レート）をお客様に提示しております。

◆そのほか手数料等

なし

◆小数点以下の取扱い

受渡代金（円）について小数点以下を購入時は切り上げ、売却時は切り捨てにて処理をいたします。

3-3 注文

◆注文での指示事項

- ①注文する仮想通貨
- ②売付取引又は買付取引の取引種別
- ③注文数量または注文金額
- ④売買注文の種類(執行条件)
- ⑤価格条件
- ⑥その他お客様の指示によることとされている事項

◆執行条件

a)成行注文

約定する取引価格を指定せず、当該注文が当社のサーバに到達した時点の取引価格で約定する注文です。この場合、確認画面における表示取引価格は参考値であるため、必ずしも約定する取引価格と同一であるとは限りません。お客様が注文発注ボタンを押下してから、お客様の注文が当社のサーバに到達するまでの間に取引価格変動がある場合は、注文発注時点の取引価格とは異なる取引価格で約定をいた

します。ただし、買いの場合は当社の提示する買値より+5%の価格範囲、売りの場合は当社の提示する売値より-5%の価格範囲でのみ約定します。

b)価格指定注文

約定する取引価格を指示する注文方法で、買付けなら指示した取引価格以下、売付けなら指示した取引価格以上の価格で約定することを希望する注文です。

ただし、買いの場合は当社の提示する買値より+20%以上の価格指定、売りの場合は当社の提示する売値より-20%以下の価格指定は行うことができません。

◆数量条件

a)数量指定

売買する仮想通貨の数量を指定する注文です。成行注文と組み合わせて買い注文を出す場合は注意が必要です。たとえば、表示されている買値が 100 円/XRP のときに 5,000 円入金して、買付数量 50XRP で成行注文を行うと、預り金不足でエラーとなります。成行注文の場合は、表示価格の最大 1.05 倍の価格で買う可能性があるため、表示買値が 100 円/XRP でも、50XRP 成行注文で発注するためには、 $100 \times 1.05 \times 50 = 5,250$ 円以上の買付余力が必要となります。

b)金額指定

売買する仮想通貨の数量をおおよその日本円金額で指定する注文です。ただし、実際には数量指定の条件（発注単位、最少数量等）も同時に満たすような仮想通貨数量に換算されて発注されます。たとえば、取引単位が 10 の XRP について、価格指定（101 円/XRP）で 3,000 円分、金額指定で買い注文を出した場合、3,000 円を超えない範囲で最大の発注数量 20XRP（2,020 円相当）に換算されます。この約定が指定価格 101 円/XRP で約定した場合、買付余力から代金 2,020 円が差し引かれます。

また、金額指定の場合、買い注文は指定した金額を上回ることはありませんが、売り注文の場合は指定金額を上回って売却される可能性があります。たとえば、XRP を 3,000 円分の売却を発注したとき、発注時点で 100 円/XRP だったため 30XRP に換算し、その後システムで売却する瞬間に 110 円/XRP に高騰していたような場合、30XRP 売却して指定の 3,000 円より多い 3,300 円を得ることになります。

◆執行数量条件（FOK、IOC）

・VCTRADER の執行数量条件は通常 FOK となっております。注文画面にて「一部約定する」を選択すると IOC となります。

a)FOK（Fill or Kill）

注文した数量すべてが即座に約定しなかった場合に当該注文をキャンセルします。

b)IOC（Immediate or Cancel）

指定した価格かそれよりも有利な価格で即時に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量をキャンセルします。

◆受付・変更・取消

a)注文の受付

お客様がVCTRADEを利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

b)注文の変更・取消

お客様の売買注文については、即時約定又は失効するため、変更又は取消を行うことはできません。

c)注文受付の停止

当社が「取引約款」、「契約締結前交付書面」等の重要書類を改正等により再交付した際、お客様が、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、「VCTRADE」の新規注文を停止するなどの措置をとる場合がございます。また、当社は以下に掲げる場合等は一部又は全部の仮想通貨の銘柄に関しお客様の新たな注文の受付を停止する場合があります。

- ① 当社システムの状況に障害が生じ、取引の継続が困難と判断した場合
- ② 当社の販売可能な仮想通貨の数量を超えた仮想通貨の買い注文をいただいた場合
- ③ 当社の指定するマーケットメイカーとの取引を当社が一旦停止させた場合、又はマーケットメイカーが気配の提示を行わなかった場合その他の当社のカバー取引に影響を与える事象が生じた場合
- ④ 短期間に大量の注文が流入した場合等の仮想通貨の取引状況に著しい影響を与えるものと当社が判断した場合
- ⑤ その他当社が必要と判断した場合

◆売買成立・訂正

現物取引が成立した後に、取引を訂正することはできかねます。

また、市場の状況によっては、1回の注文が複数の約定に分かれる可能性があります。たとえば、100BTCを成行で発注した場合、70BTCを価格120万円で、30BTCを価格121万円で、それぞれ約定するといったことが起こりえます。

第4章 仮想通貨

4-1 ビットコイン

◆基礎情報

- ・名称：ビットコイン (Bitcoin)
- ・売買市場の有無：あり
- ・財産が記録されている媒体：ビットコインブロックチェーン
- ・発行方法：プルーフオブワークの仕組みにより最初にブロックを生成したマイナーとよばれる維持管理参加者に付与される形（報酬）で発行される。
- ・認証方法：SHA256 アルゴリズムに基づくプルーフオブワーク
- ・発行者の有無：なし

Satoshi Nakamoto と名乗る身元不詳の人物によって投稿された論文に基づき、2009年に運用が開始された仮想通貨です。中央で管理するサーバーを持たず、ネットワーク上に散在する複数の有志のサーバ（ノード）間で取引を検証・承認する仕組みを利用しています。検証・承認された取引は「ブロックチェーン」と呼ばれる台帳に記録され、ノードで共有されます。

◆取引単位・交換制限

通貨単位：bitcoin (BTC) （補助単位として、satoshi(=1億分の1bitcoin)）

ビットコインの財布にあたる「ウォレット」から別のウォレットへ仮想通貨を支払ったという情報をブロックチェーンに記録してもらうのに最短で10分程度、ブロックチェーンが全世界で共有されて取引情報が確定と言える状況になるまで1時間程度かかります。しかし、実際の取引ではノード網での確定を待たずに当社が取引情報を預かる等の形で即時の決済を可能としています。

◆発行状況・流通状況

- ・総発行量：17,181,200BTC（2018年7月31日現在）
- ・発行可能上限：2,100万BTC
- ・時価総額：約15兆5,300億円（2018年7月31日現在）
- ・1単元あたりの価値：約90万円（2018年7月31日現在）

ビットコインは、およそ10分程度で解けるように自動的に調整される数学的な問題を解くこと（マイニングといいます。）でブロックチェーンへの記録権を得るとともに、マイニング報酬として一定のビットコインが発行されるという仕組みで発行されています。ブロックチェーンへの記録権を得てマイニング報酬を得ようと数学問題にチャレンジするノードのことを「マイナー（採掘者）」と呼びます。数学問題を速く解くのが記録権を得る条件のため、性能の良いコンピュータ資源を準備できるマイナーほど記録権を得て、ビットコインをもらえる可能性が高くなります。また、近年の取引量の増加に伴い、

早く取引を確定させるために、「取引をブロックチェーンに記録してくれることを条件にマイナーに報酬を払う」という条件付き（記録手数料付き）取引も増えています。

◆内在するリスク

- a) 価値変動リスク：売り手と買い手の取引量および提示価格によって価格が刻々と変化します。
- b) サイバー攻撃のリスク：2016年に、香港取引所 bitfinex がハッキングを受け、取引所から約 12 万 BTC が流出した事例や、2014年に取引所 Mt.GOX から約 75 万 BTC が流出した事例等があります。しかし、ほとんどが仮想通貨に内在するリスクではなく、パスワード・鍵の管理不備や取引所のプログラムの脆弱性を攻撃されたものです。
- c) 流動性リスク：注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
- d) 決済完了性がないリスク：ビットコインは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。
- e) ハードフォークによる分岐リスク：ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により仮想通貨が 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。
- f) 51%攻撃リスク：悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の 51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

4-2 XRP

◆基礎情報

- ・名称：XRP（エックスアールピー）
- ・売買市場の有無：あり
- ・財産が記録されている媒体：XRP Ledger (旧称：Ripple Consensus Ledger, 2017年7月改称)
- ・発行方法：2012年のネットワーク発足時に 1,000 億 XRP 全て発行済み。
- ・認証方法：独自のコンセンサスアルゴリズム。信頼される認証済み法人バリデーター（検証者）の 80%以上の合意で取引を承認することで、ビットコイン等にくらべて高速な決済を実現している。
- ・発行者の有無：なし。あらかじめ作成されている。

XRP は金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供するものとして設計された仮想通貨です。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができるとされています。また、XRP は XRP Ledger 上での取引における取引料としての性格も有しています。ネットワークへの攻撃が起こった時には手数料が自動的に釣り上げられるため、攻撃が未然に防げる仕組みとなっています。XRP は 3~5 秒ごとにファイナリティをもって決済を行うことができ、1 秒につき 1,500 の取引を決済できるスケーラビリティを有する構造となっています。

また、XRP には Reserve という仕組みがあり、基本 Reserve としてアドレス 1 つにつき最低 20XRP 以上の残高を保有する必要があります。また、所有者 Reserve としてアドレスに保有するアイテム 1 つにつき 2017 年現在、5XRP の追加の残高が必要となります。

◆取引単位・交換制限

通貨単位：XRP (XRP) (補助単位として、1drop (= 百万分の 1 XRP))

パブリックな台帳ネットワークを保持する動機がある、確認・証明済みの法人がバリデーター (検証者) になってネットワークを構成しています。そのうち、トップのバリデーター運用のパフォーマンスを示した複数のバリデーターのみが Unique Node List (UNL) という推奨リストに追加され、ネットワークのノードによって参照されます。そのため個々の記録者の信用は必要としない仕組みになっています。

◆発行状況・流通状況

- ・総発行量：1,000 億 XRP (2018 年 7 月 31 日現在)
- ・発行可能上限：1,000 億 XRP
- ・時価総額：約 1 兆 9,300 億円 (2018 年 7 月 31 日現在)
- ・1 単位あたりの価値：約 50 円 (2018 年 7 月 31 日現在)

2012 年に全て発行されており、今後の発行予定はありません。発行済の XRP の約 61% (2018 年 7 月時点) を Ripple 社が保有し、定期的に市場に流通させています。約 39% はすでに市場に流通しています。また、Ripple 社が保有する XRP を自己裁量で大量に売り払うのではないかと懸念を取り払うために、Ripple 社は 550 億の保有 XRP を 2017 年末までに暗号理論的に保証されたエスクローに預託することを 2017 年 5 月に発表しました。

◆内在するリスク

- a) 価値変動リスク：売り手と買い手の取引量および提示価格によって価格が刻々と変化します。
- b) サイバー攻撃のリスク：オープンソースで分散されたネットワークである XRP Ledger はサイバー攻撃のターゲットとなりえます。現在のところサイバー攻撃対策のためのコード改善努力の結果、コードベースの変更や XRP の消失を伴うようなサイバー攻撃は発生していません。
- c) 流動性リスク：注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
- d) バリデーターのリスク：信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータは改ざんされる可能性があります。
- e) ソフトウェア不具合のリスク：ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できません。新しいバージョンがアップデートされる前に入念な QA を行っており不具合の可能性を最小化しています。XRP Ledger はこれまで一度もフォークなどの大きな問題は経験することなく台帳を更新しています。

4-3 ビットコインキャッシュ

◆基礎情報

- ・名称：ビットコインキャッシュ (BitcoinCASH)
- ・売買市場の有無：あり
- ・財産が記録されている媒体：ビットコインキャッシュブロックチェーン
- ・発行方法：プルーフオブワークの仕組みにより最初にブロックを生成したマイナーに付与される形（報酬）で発行される。
- ・認証方法：SHA256 アルゴリズムに基づくプルーフオブワーク
- ・発行者の有無：なし

Bitcoin から 2017 年 8 月に派生したアルトコインです。Bitcoin が世界中で取引されるようになると取引情報も大量な数の処理を求められるようになり、どのように大量の取引を処理するかが課題となりました。このとき、取引データを一部ブロック外に記録する等して小さくしようとした開発コミュニティとは意見を異にした人々が、ブロックサイズを大きくすることで問題を解決しようとしたのが BitcoinCASH です。そのため、2017 年 8 月 1 日の分岐時点で Bitcoin を持っていた人が、持っていた Bitcoin と同額の BitcoinCASH を手に入れることとなり、多くの仮想通貨交換業者が、その付与に対応しました。

◆取引単位・交換制限

通貨単位：BitcoinCASH (BCH または BCC)

財布にあたる「ウォレット」から別のウォレットへ仮想通貨を支払ったという情報をブロックチェーンに記録してもらうのに最短で 10 分程度、ブロックチェーンが全世界で共有されて取引情報が確定と言える状況になるまで 1 時間程度かかります。しかし、実際の取引ではノード網での確定を待たずに取引所が取引情報を預かる等の形で即時の決済を可能としています。

◆発行状況・流通状況

- ・総発行量：17,266,663BCH (2018 年 7 月 31 日現在)
- ・発行可能上限：2,100 万 BCH
- ・時価総額：約 1 兆 5,449 億円 (2018 年 7 月 31 日現在)
- ・1 単元あたりの価値：約 8 万 9 千円 (2018 年 7 月 31 日現在)

ビットコインキャッシュは、発行に関する基本的な仕組みはビットコインと同一です。およそ 10 分程度で解けるように自動的に調整される数学的な問題を解くこと（マイニングといえます。）でブロックチェーンへの記録権を得るとともに、マイニング報酬として一定のビットコインキャッシュが発行されるという仕組みで発行されています。ブロックチェーンへの記録権を得てマイニング報酬を得ようと数学問題にチャレンジするノードのことを「マイナー（採掘者）」と呼ぶのもビットコインと同様です。

◆内在するリスク

- a) 価値変動リスク：売り手と買い手の取引量および提示価格によって価格が刻々と変化します。
- b) サイバー攻撃のリスク：BitcoinCASH は歴史が浅いこともあり、大規模な盗難事件等はまだありません。
- c) 流動性リスク：注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
- d) 決済完了性がないリスク：ビットコインキャッシュは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。
- e) ハードフォークによる分岐リスク：ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。
- f) 51%攻撃リスク：悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

第5章 禁止行為

◆お客様の禁止行為

お客様は、VCTRADE、その他関連サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- a) 当社、又は VCTRADE、その他関連サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
- b) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- c) 法令又は当社若しくはお客様が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- d) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
- e) VCTRADE、その他関連サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- f) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを VCTRADE、その他関連サービスを通じて送信する行為
- g) 当社による VCTRADE、その他関連サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- h) 同一人物が複数のアカウントを作成する行為
- i) その他、当社が不適切と判断する行為

当社は、VCTRADE、その他関連サービスにおけるお客様が前記各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、お客様に事前に通知することなく、当該お客様が送信した情報の全部若しくは一部の削除、当該お客様のアカウントの削除若しくは停止、又は、当該お客様の保有する仮想通貨（もしくは当社が定める交換レートに基づき計算された相当額の円）の没収等の措

置をとることができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

◆当社の自主禁止行為

当社は、お客様を相手方とした仮想通貨取引、又はお客様のために仮想通貨取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「仮想通貨取引行為」といいます。)に関して、次のような行為を行いません。

- a) 仮想通貨取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために仮想通貨取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて仮想通貨取引契約の締結を勧誘する行為
- c) 仮想通貨取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、仮想通貨取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、仮想通貨取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d) 仮想通貨取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘をする行為
- e) 仮想通貨取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該仮想通貨取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f) 仮想通貨取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g) 仮想通貨取引について、お客様に損失が生じることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h) 仮想通貨取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i) 仮想通貨取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j) 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び仮想通貨取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k) 仮想通貨取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせる表示をする行為

- l) 仮想通貨取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m) 仮想通貨取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n) 仮想通貨取引契約に基づく仮想通貨取引行為をすることその他の当該仮想通貨取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o) 仮想通貨取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
- p) 仮想通貨取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該仮想通貨取引契約の締結を勧誘する行為
- q) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により仮想通貨取引をする行為
- r) 個人である仮想通貨交換業者又は仮想通貨交換業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の仮想通貨取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として仮想通貨取引をする行為
- s) 仮想通貨取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、仮想通貨交換業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合があります。)
- t) 仮想通貨取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う仮想通貨取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

以上

SBIVC01_201808_001